

令和2年11月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和2年11月20日(金) 午前9時00分～10時15分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	6 番	木下 得代
7 番	山本 茂	8 番	大原 眞路(会長職務代理)
9 番	中村 康男(会長)	10 番	宮本 賢一
11 番	吉田 宏明	12 番	喜田 清己
13 番	吉田 昌治		
15 番	原 武信	16 番	竹内 博文
17 番	三木 洋一	18 番	石井 淑雄

欠席委員

14 番 川田 一博

傍聴推進委員

2 番	田中 義久	3 番	土井 正幸
7 番	濱崎 郷廣	17 番	西田 吉徳

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川 英樹
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田 畑	3,143 2,810	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	2件	田 畑	539	m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	6件	田 畑	2,653 4,315	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	1,047	m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	48件	田 畑	69,925 18,151	m ² m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請	1件	田	5,448	m ² m ²
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	6件			
第9号議案	坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議	1件			
第10号議案	地籍調査に基づく地目変更について				

令和2年11月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より11月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第10号議案まで 合計351件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、川田委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 10番 宮本委員さんと11番 吉田宏明委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、11番 吉田宏明委員さん、12番 喜田委員さん、13番 吉田昌治委員さんと私で、11月19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 856㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が小作地の売買により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 270㎡ 外1筆 計989㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果物で、自家消費と販売を目的としています。

3番、・・・、面積 258㎡ 外4筆 合計738㎡【議案読み上げ】

本件は第6号議案43番と関連しています。

本申請は、譲受人が新規就農により譲り受けるものであります。現在は東京都にお住まいですが、農地を取得し所有権移転と同時に坂出市でお住まいになられて農業を始められるということです。本申請地では下限面積を満たさないため、利用権設定を同時に申請しています。作付予定作物はみかんで、販売を目的としています。

4番、・・・、面積1,090㎡ 外3筆合計 2,124㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

5番、・・・、面積 931㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

6番、・・・、面積 158㎡ 外1筆 合計 244㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

7番、・・・、面積 71㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が贈与により譲り受けるものであります。申請地は譲受人の姉が所有していましたが死亡したために姉の夫である譲渡人が相続しました。しかし譲渡人は高齢で農業も行っていないため、農業経験者である譲受人に贈与しようと申請したものです。作付予定作物は露地野菜で、自家消費を目的としています。

本日の案件7件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 　　ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 　　3番の案件は、3条申請だけでは面積が3反ありませんが、第6号議案43番関連とあるので、借りた面積と併せていいのですか。

事務局長 　　借りた農地と併せた面積です。

三木委員 　　7番の案件の通作距離と、現在5反超持っている農地を誰が耕作しているのですか。

事務局書記 　　通作距離は車で30分、30キロメートルです。5反の農地については、三木町の農地でご夫婦で耕作しており、耕作証明書を添付していただいております。

相続のやり直しのように、姉が相続した宅地と農地を今回譲受人が所有し、耕作すると伺っています。

三木委員 　　3条許可の審査基準の通作距離はおおむね何キロですか。

事務局長 　　審査基準の通作距離につきましては、今忘失しておりますが、高松、三木あたりからでしたら、過去の例からも、通作可能と思われます。

会長職務代理 　　他にありませんか。

各委員 　　(委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 　　特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につき

まして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積341㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 今回、所有者の子が同敷地内に住居を新築した際に、当申請地に母屋の一部と駐車場用地が農地であることが判明しました。今回、その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積198㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 申請者の父が当申請地に昭和43年に住居を建築しており、今回その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件を議題に供します。

なお、第3号議案の5番については現地調査を実施しておりますので、11番 吉田宏明委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」5番の現地調査報告をさせていただきます。

5番、・・・、面積 495 m²外4筆 計2077 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、新たに分譲住宅用地を確保したいところ、本申請地である川津町周辺での問い合わせがあり、今後も需要があると予測されることから、本申請の9棟を販売できると考えたため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

譲渡人は、申請後に亡くなっております。その場合、地位を承継した相続人の申立書が必要となりますので、代理人に手続きの確認しております。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま吉田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

5番につきましては、吉田委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 322 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分家住宅

申請理由 譲受人は、現在、アパートに居住しておりますが、将来の祖父母の介護や子育て等のことを考え、祖父母宅の隣接地でもある祖父が所有する申請地に、住宅建築を計画したため。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 192 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 借り人の自宅は、駐車スペースが十分確保できずに困っていたところ、父が所有している南側に隣接する申請地を拡張することで話がまとまったため。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

3番、・・・、面積 192 m² 外1筆 合計 384 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、新たに宅地分譲用地の確保を検討していたところ、申請地は学校やスーパーマーケット等から近く、生活の利便性がよいことから今後も需要が見込めると判断し、本申請の2区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

なお、譲受人の本社は東京都ですが、高松市に高松営業所を構えている。

4番、・・・、面積 3826 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸し資材置場

申請理由 譲受人は、不動産賃貸業等を営んでいる。貸し資材置場用地を計画し用地を探していたところ、県外在住の土地所有者との間で話がまとまったことから、申請者が転用事業者となり、資金面の事情により土地購入の予定はないものの、資材置場を探していた利用者に貸し付けるため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 167 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 作業所・駐車場

申請理由 譲受人は、倉敷市で食品関係の催し事業を手掛けている。PR活動により瀬戸内の特産物を広めたいと考えており、申請地をワカメ等の干物加工作業所として利用することにより効率的に行おうと計画したところ土地所有者と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

申請地は土地改良区および水利組合がない地域であるが、地元自治会から同意を得

ており、調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」6件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」

6件につきまして原案どおり承認し、うち4件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、4番、5番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、11月27日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案については現地調査を実施しておりますので、12番 喜田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

喜田委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積13㎡外1筆 合計 1,047㎡【議案読み上げ】

申請理由 申請地は20年以上耕作しておらず、現在山林化し農地への再生が困難なため。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい近隣耕作者からの証明書の添付もあります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま喜田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

第4号議案「非農地証明願」1件につきましては、さきほどの喜田委員さんのご説明どおりです。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

1号議案の3番の案件と譲渡人が同じですが、近くですか。

事務局長

はい、隣接ではありませんが、近くです。非農地証明願の土地は、山の斜面です。

会長職務代理

他にありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」48件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案 農用地利用集積計画書48件についてご説明します。
今月は新規に農地の貸借をする案件が25件、更新が10件、再設定が13件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が9件となっております。
以上、農用地利用集積計画書48件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。
以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」48件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 賃借料の設定で、最初の方の案件は有償ですが、後の方は無償が多いようです。
木下委員さんにお尋ねしたいのですが、作物や農地の状況によって設定は難しいとは思いますが、無償は所有者にとって厳しいので、有償でされるお考えはありますか。

木下委員 大体は有償です。水田は1万円から1万5千円、砂地は2万円から3万円です。
今回の議案にある林田の水稻の無償というのは私はよくわかりませんが、私たちのところで無償というのは、年に3回4回周りの土手の草刈を頼まれているような、本当は作りたくないようなところは無償で借りています。何か原因があって無償になることが多いです。無償でも水利費は借り手が払っていることもあります。

梶野委員 水利費、土地改良賦課金も貸し手が負担していて無償のところもあり、昔から言えないところもあります。

会長職務代理 農地はコストがかかっていますので、条件によって考えていかなければいけませんね。他にありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」48件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,094㎡ 外4筆 計5,448㎡【議案読み上げ】

転用目的 分譲住宅 15棟 用地

申請理由 造成は全区画完了しておりますが、残り1区画の販売が完了しておらず、2年間の工期延長です。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続きまして今月は農政部門の議案が2件出ております。

第8号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 農業経営改善計画の認定申請は、今回6件提出されており、更新4件、新規2件の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月書面開催されました坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を16、17ページにまとめており、18ページから35ページまでが申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。第8号議案「農業経営改善計画認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」6件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

続きまして、第9号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長 本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地からの除外申請が1件坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を求められたものです。

計画変更の概要を36ページに記載しており、37ページが総括表となっております。

1番、・・・、面積213㎡【議案読み上げ】

申請目的 農家住宅の宅地拡張

(議案に基づき説明)

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。第9号議案「農業振興地域整備計画変更の事前協議」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

梶野委員 この問題とは違いますが、代が替わって、子がもう農業をしないので、農地で売却せず、宅地等で売却することが増えてきたら、農振地域が守れるのか。

事務局長 農振地域内の農用地はやむを得ない事情があれば、こういう形で除外が認められれば、その後転用申請になり、簡単に農地転用はできません。守らなければいけない農地を今後どうしていくかが問題になっていきますね。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 <<質疑応答>>

【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外申請 1件について、除外はやむを得ないものとして、坂出市に回答をすることと致します。

続いて、第10号議案「地籍調査に基づく地目変更」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは第10号議案「地籍調査に基づく地目変更」279件についてご説明いたします。

本市では平成25年度から産業課地籍調査推進室において地籍調査を実施しており、一筆ごとの土地の境界地目地積等を確認し、法務局への登記を行っております。

(議案説明)

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第10号議案「地籍調査に基づく地目変更」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

会長職務代理 地目が公衆用道路に変更するとありますが、所有者は個人のままで変更しないので

すか。

事務局長 所有者は変わりません。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第10号議案「地籍調査に基づく地目変更」279件につきまして原案どおり承認し、市地籍調査推進室に対し異議ない旨の回答をしていくことといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これをもちまして11月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時15分終了